

○諸外国の政治資金に係る監査の業務制限について

	外部監査の対象	監査実施主体	業務制限
イギリス	政党（年次会計報告の総額が25万ポンドを上回る場合又は選挙委員会が必要と認めた場合に限る）	会社法において監査人となる資格を有する者	<ul style="list-style-type: none"> ・政党若しくは政治団体の会員又は政治家本人 ・政党、政治団体又は政治家の使用人（監査人として使用される場合を除く）
ドイツ	<p>政党 （連邦政党、全ての州支部及びその下位の地域支部のうち監査人が選定する10以上の地域支部）</p> <p>※政党助成の要件を満たしておらず、かつ、会計年度において5000ユーロを超える収入も財産も有しない場合は監査不要（ただし会計報告書は公表される）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公認会計士又は宣誓帳簿監査士 ・会計監査会社又は宣誓帳簿監査会社 	<p>(1)公認会計士又は宣誓帳簿監査士</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 被監査政党内において、若しくは当該政党のために、ある職務・役割を果たしている場合、又は過去3年間の間に果たしていた場合 2 監査職務を超えて、記帳又は監査対象となる会計報告書の作成に関与した場合 3 第2号に掲げる業務を行う法人等の法的代表者、被雇用者、監査役会構成員、出資者又は所有者である場合。 4 第1号から第3号により監査人となることのできない者を当該監査のために雇用する場合 <p>(2)会計監査法人又は宣誓帳簿監査法人</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 前項第2号に掲げる業務を行う法人等に出資している場合、又は前項第2号及び第4号に該当する場合。 2 法的代表者又は出資者のうちいずれかの者が、前項第2号又は第3号に該当する場合。
韓国	政党本部（「中央党」）	公認会計士	当該政党の党員

※監査実施主体が行政機関であるもの

	外部監査の対象	監査実施主体	業務制限
アメリカ	政治団体 (連邦選挙委員会が必要と認めた場合に限る)	連邦選挙委員会 (監査課)	—
フランス	欧州議会選挙、国民議会選挙、 県議会選挙、市町村議会選挙 等の候補者 (選挙運動費用に限る)	選挙運動収支報告及び政治資金全 国委員会	—